

# 東京大学医科学研究所職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する規程

平成29年3月22日制定

改正 平成30年 3月20日

令和 2年 3月26日

## (目的)

第1条 この規程は、就業の場所及び従事する業務を限定して雇用する常勤の職員（以下「職域限定職員」という。）並びに就業の場所、従事する業務及び勤務時間を限定して雇用する職員（以下「職域時間限定職員」という。）の就業に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義及び適用範囲)

第2条 職域限定職員及び職域時間限定職員の就業の場所は、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号）第40条第1項に規定する東京大学医科学研究所（以下「研究所」という。）とする。

2 職域限定職員及び職域時間限定職員として雇用する者の名称及び従事する業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 主事員 事務及び技術（施設又は情報）に関する業務
- (2) 技術員 技術に関する専門的業務
- (3) 学術員 研究、教育の支援に関する業務

3 職域時間限定職員とは、1週間の所定の勤務時間が30時間以上38時間45分未満の範囲内で雇用する者をいう。

4 職域限定職員及び職域時間限定職員の就業に関する事項については、この規則及び別に定めるところによるほかは、東京大学医科学研究所教職員就業規則（平成16年4月1日東大医科研規則第1号。以下「就業規則」という。）の規定を準用する。

## (就業に関する特例)

第3条 職域限定職員及び職域時間限定職員には、就業規則第11条から第13条まで、第14条第1項第4号、第19条、第21条、第26条及び第51条の規定は適用しない。

2 職域限定職員及び職域時間限定職員の給与については、東京大学医科学研究所年俸制給与の適用に関する規則（平成25年3月28日制定。以下「年俸制給与規則」という。）の定めるところによる。ただし、職域時間限定職員の基本年俸及び業績・成果手当は、年俸制給与規則第4条から第6条までの規定により決定した額に当該職域時間限定職員の1週間の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

## (配置換等)

第4条 職域限定職員及び職域時間限定職員に対し、研究所内での配置換及び兼務を命じることがある。ただし、研究所の改廃その他の事由により他の部局への配置換を命じることがある。

2 職域限定職員及び職域時間限定職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。

(再雇用)

第5条 就業規則第18条第1項の規定により定年退職した職域限定職員及び職域時間限定職員については、この規則に定めるところによるほかは、東京大学医科学研究所再雇用教職員の就業に関する規程（平成16年4月1日東大医科研規則第12号。第9条及び第13条を除く。）を準用し、再雇用することができる。

2 職域限定職員及び職域時間限定職員の再雇用に係る給与は、第3条第2項に定めるところによる。

(勤務時間及び休憩時間)

第6条 職域時間限定職員の1日の勤務時間は7時間45分以内とし、始業及び終業の時刻、休憩時間並びに勤務日は、個人別に定める。

(勤務しない日の振替)

第7条 前条で定めた勤務日は、業務上の必要によりやむを得ない場合にあらかじめ当該週の勤務しない日（東京大学医科学研究所教職員勤務時間、休暇等規則（平成16年医科研規則第2号。以下「勤務時間等規則」という。）第9条の規定により休日となる日を除く。以下同じ。）と振り替えることがある。

(時間外・深夜・休日勤務)

第8条 職域時間限定職員については、勤務時間等規則第6条第1項の定めるところによるほか、勤務しない日に勤務を命じることがある。

(規定の準用)

第9条 職域時間限定職員については、次の表の左欄に掲げる規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて準用するものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
年俸制給与規則第9条の規定により準用する場合における東京大学医科学研究所給与規則（平成16年4月1日東大医科研規則第4号。以下「給与規則」という。）第36条第1項	所定の勤務日	所定の勤務日及び勤務しない日
	第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。	1日7時間45分又は1週間38時間45分に達するまでは第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を支給し、1日7時間45分を超えて又は1週間38時間45分を超えて勤務した場合には100分の125（その勤務が深夜において行われた場合は、100分の150）の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

	一の月の初日から末日までの間に時間外勤務時間及び勤務時間等規則第9条に規定する日(以下「休日」という。)に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた時間外勤務時間に対しては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。	一の月の初日から末日までの間に1日7時間45分又は1週間38時間45分を超えて勤務した時間外勤務時間(以下、「割増賃金対象時間」という。)及び勤務時間等規則第9条に規定する日(以下「休日」という。)に勤務した時間を累計して60時間に達した時点より後に行われた割増賃金対象時間に対しては、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が深夜において行われた場合は、100分の175)の割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
給与規則第37条第1項	時間外勤務時間	割増賃金対象時間
勤務時間等規則第13条	38時間45分を超えない範囲	38時間45分未満の範囲
勤務時間等規則第14条第1項	38時間45分を超えない範囲	38時間45分未満の範囲
勤務時間等規則第28条第1項第1号及び第2号	3時間45分の範囲内	3時間45分の範囲内(短縮後の1日の勤務時間が4時間未満となる場合を除く)

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。